

第3号様式（その1）

政務活動費收支報告明細書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No. 1	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
	期間	令和元年8月7日から 令和元年8月8日まで		
	研究研修名 ・場所等	第19回 地方を考える社会保障フォーラム 東京都中央区銀座1-6-2 銀座Aビル3F		
	参加者	1人 (氏名等) 片渕 卓三		
実績報告書 No. 2	経費	研究研修費	47,156 円	調査旅費
	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
	期間	令和元年8月9日から 令和元年8月9日まで		
	研究研修名 ・場所等	'指定管理者制度'研究会 図書館流通センター関西支社(吹田市広芝18-24)		
実績報告書 No. 3	参加者	1人 (氏名等) 片渕 卓三		
	経費	研究研修費	20,120 円	調査旅費
	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
	期間	令和元年10月3日から 令和元年10月4日まで		
実績報告書 No. 4	研究研修名 ・場所等	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例について:鎌倉市役所 立野台コミュニティセンターについて:座間市立野台コミュニティセンター 断らない相談について:座間市役所		
	参加者	3人 (氏名等) 芦原 美佳子・丸山 幸子・片渕 卓三		
	経費	研究研修費	円	調査旅費
	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
実績報告書 No. 4	期間	令和元年10月25日から 令和元年10月25日まで		
	研究研修名 ・場所等	公共施設更新問題への対応はどこまで進んだか 図書館流通センター関西支社(吹田市広芝18-24)		
	参加者	1人 (氏名等) 片渕 卓三		
	経費	研究研修費	19,980 円	調査旅費
項目別合計		研究研修費	87,256 円	調査旅費
				96,720 円

第3号様式（その1）

政務活動費收支報告明細書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No. 5	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
	期間	令和元年11月6日から令和元年11月8日まで		
	研究研修名・場所等	第81回全国都市問題会議:鹿児島県霧島市国分体育館		
	参加者	2人 (氏名等) 芦原 美佳子・丸山 幸子		
	経費	研究研修費	171,270円	調査旅費 0円
	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
	期間	令和元年11月8日から令和元年11月8日まで		
実績報告書 No. 6	研究研修名・場所等	ふるさと納税について:南九州市役所		
	参加者	2人 (氏名等) 芦原 美佳子・丸山 幸子		
	経費	研究研修費	円	調査旅費 10,349円
	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
	期間	令和2年2月5日から令和2年2月5日まで		
	研究研修名・場所等	男女共同参画社会推進の取組について:金沢市役所		
	参加者	2人 (氏名等) 芦原 美佳子・丸山 幸子		
実績報告書 No. 7	経費	研究研修費	円	調査旅費 32,820円
	項目	研究研修費・調査旅費（該当する項目を○で囲む）		
	期間	令和年月日から令和年月日まで		
	研究研修名・場所等			
	参加者	人 (氏名等)		
	経費	研究研修費	円	調査旅費 円
	項目別合計 (最終ページに記載)	研究研修費	258,526円	調査旅費 139,889円

政務活動費実績報告書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No. 1

項目	<input checked="" type="checkbox"/> 研究研修費 <input type="checkbox"/> 調査旅費 (該当する項目を○で囲む)
期間	令和元年8月7日～8日
研究研修名	第19回 地方から考える社会保障フォーラム
場所等	ビジョンセンター東京有楽町 東京都中央区銀座1-6-2 銀座Aビル3F
参加者	1人 (氏名等) 片渕 卓三

研究研修・調査の項目

8月7日

1. 少子高齢社会における訪問看護の役割
2. 空き家対策-都市の事情、地方の事情
3. ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会

8月8日

1. 児童虐待-児童福祉法の改正で地方自治体がやるべきことは?
2. 認知症対策-その最新事情

摘要	金額	備考
会場使用料	円	○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明 ○ 計算式の説明
交通費(公共交通機関)	600 円	
交通費(公共交通機関)	340 円	
宿泊費	19,000 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
会費(出席者負担金)	27,000 円	
振込手数料	216 円	
計	47,156 円	

《内容及び今後の活用計画は裏面記載》



第4号様式(その1)

【第19回地方から考える「社会保障フォーラム」8月7日(木)～8日(金)
内容及び今後の活用計画について】

講義1 「少子高齢化社会における訪問看護の役割」

菅原 由美氏 全国訪問ボランティアナースの会代表

【内容】

菅原由美氏より、被災地の経験を交えての話しがあり、実際に現場での活動が分かりやすく伝わる内容であった。

最初に、キャンナスの活動について、各地の取組の話しがあった。キャンナスとは独立採算とお金は徴収しない活動のことである。例えば、活動については、北海道の移送、障がい者の家、宅老所、ミニデイサロン、外出の介助、みんなの保健室、子ども食堂、結婚式の同行、ユニバーサルツーリズム等の活動内容についての話しがあり、とくに災害時の支援では東日本大震災における被災地支援の現場内容について興味ある話が聞けた。内容は、急性期の受診支援、衛生環境改善トイレ掃除・災害用トイレ導入・土足禁止の調整の導入・室内清掃、心のケア、避難所での健康相談、在宅避難者の健康相談、仮設住宅への訪問等、数多くの支援に対し、被災者の方から「ありがとう」という、感謝の言葉が多く寄せられている。

その後、移行期として、復興支援プロジェクトとして、お祭り等の開催やバスツアーを行い、心温まる移行期としての支援活動、その後、回復期には、被災地でのマジックショー、パフォーマーたちの笑顔の発表会など元気の出る活動報告は感動した。

近年の支援では、2016年4月熊本地震支援、2018年7月西日本豪雨災害支援を行い、被災者と共に同じ場所で寝泊まりをした。寝泊まりすることで、共感⇒寄り添う、安心⇒信頼される看護、安定⇒見守る看護ができ、生活を支え、共に境遇を共有することで被災者の方の立場で考え方行動することができた。とくに、心のケア、疫病の早期発見、予防ケアにつながったことが成果であった。

これからキャンナスの課題としては、なぜナースは一人で開業ができないのかが課題であり、緩和してもらいたいとの話があった。2.5人の人員基準の規制緩和し、一人での開業を認めてももらいたいが、いまだに規制緩和はできていない。

【今後の活用について】

身近にいる、かかりつけナースが大切であり、地域に根ざしたナースが開業していくべきと感じた。それは町の駐在所やコンビニエンスストアのような存

在で、夢ではあるが、小学校区に一つ、中学校区で連携・連帯ができることが望ましいと考える。現実的には、地域包括ケアに一つのキャンナスをとを考える。おせつかいな町のナースの自由な働き方が地域の方々の安心感につながると思う。できれば、駆け込み寺的存在のナースによって、虐待の早期発見にもつながる。今後の検討課題としていきたい。

講義2 「空き家対策」 都市の事情、地方の事情

野崎 伸一氏 厚生労働省 政策企画官

【内容】

空き家の現状—推移と種類別内訳について、空き家の総数は、この20年で1.5倍（576万戸⇒846万戸）に増加。種類別内訳では、「賃貸用又は売却用住宅」（461万戸）、「その他の住宅」（347万戸）がこの20年で1.9倍に増加。なお「一戸建（木造）」（239万戸）である。

都道府県別の「その他の空き家」率は、全国平均は、5.6%。とくに、高知県、鹿児島県、和歌山県においては10%を超えており、西日本を中心に高い傾向がある。空き家率での上位は、別荘などがある山梨県、長野県が高い。

「空き家」といっても、実態は多様である。引き続き住宅として使用できるものから廃屋に近いものまで、また戸建てや共同住宅など多様なバリエーションがある。問題化する物件は住宅だけではなく、店舗や事務所、倉庫の場合も少なくない。

空き家による周辺への悪影響は多岐にわたっている。想定される問題の例として、防災力の低下（倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下）、防犯性の低下（犯罪の誘発）、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生（蚊、蠅、ねずみ、野良猫の発生）、風景、景観の悪化、その他として、樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等が挙げられた。周辺への悪影響は重視すべきである。

上記のことを鑑み、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月26日施行する。特定空き家等に対して、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能になり、さらに要件が明確化された行政執行の方法により強制執行が可能となった。

空き家対策等の推進では、令和元年度予算・税制等で、空き家対策は、壊すべきものは除却し、利用可能なものは活用するとの考え方のもと、地域のまちづくり、住まいづくりとしての取組の支援を行う。また、既存住宅流通市場の活性化の一環としても支援していく考えであることが分かった。

空き家対策総合支援事業、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業、福祉分野と連携した施策構築事業等があり、非常に参考になった。

【今後の活用について】

本市では、尾張旭市空き家等対策計画を作成し、空き家対策を進めている。計画での基本方針は、「空き家化の予防」「空き家の流通・活用促進」、「管理不全な空き家対策の推進」、「跡地利用の誘導」の4つの取組を進めることとし、「住環境の保全と衛生面の悪化予防」を主眼に置き対策を講じるとして

いる。今のところ本市は、空き家についての苦情が少ないと感じているが、現状について安心するのではなく、早期から予防対策を担当課へ訴えていく。



講義3 ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会

唐澤 剛氏 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授、佐久大学客員教授、前内閣官房まち・ひと・しごと創生本部地方創生総括官

【内容】

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、医療介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことである。

唐澤先生からは、地域包括ケアの医療介護の連携については難しいとの話しがあった。チームのメンバーは別々の組織、団体職員である。地域包括ケアにおける医療介護連携は、「地域における総合的なチーム医療・チーム介護」の実施である。同じ病院内でチーム医療を行う場合でも、経験と訓練を積んだ医師、看護師、薬剤師、栄養士などが求められる。それを地域でどのように実施するかが課題であることは間違いない。場所は、患者の「自宅」である。チームのメンバーは、別々の組織、団体に属する。「保健・医療・福祉複合体」も普及すると考えられるが、他方、多くの地域では、多数の組織、団体によって、地域包括ケアが担われていくと思われる。

だから、医療介護連携には、顔の見える関係は必須と考える。顔の見える関係ができれば、医療介護連携はできたのも同然と考える。患者が来てから連携を始めるのではなく、連携のネットワークとして先に出来上がっていて、電話も不要なくらいになっていることが望ましい。連携には、医師のリーダーシップが重要であることを強調されていた。

「ごちゃまぜ」による地域包括ケアは、社会制度のイノベーションを進めることである。「多様性」×「交流」=が「ごちゃまぜ」であり、「ごちゃまぜ」による地域包括ケアづくりを進めることが大事である。

「ごちゃまぜ」の系譜として、長久手市長の吉田一平氏の話があった。吉田市長は、「愛知太陽の杜（ゴジカラ村）」の創設者である。ゴジカラ村の思想として、「自然も雑木林も子どももお年寄りも生きとして生けるものがつながって暮らす」これが地域包括ケアにとって重要な話があった。身近な地域に、手本となる取組があることを感じることができた。

【今後の活用について】

本市の地域包括ケアについては、コンパクトなまちであり、他市と比べ瀬戸旭医師会との連携がよく進んでいると聞いていている。しかしながら具体的なことが目に見えてこないのが現状である。今回の講義の内容に、認知症の人も障がいのある人も、高齢者も子どもも若者も、ニートもひきこもりの人も、あらゆ

る人達を「ごちやまぜ」にして、自然に楽しく、その力を引き出し、元気と活氣のある地域、あらゆる人に開かれた地域をつくっていくことが大事であることを感じた。この内容を担当課へ訴え、考えてもらいたい。



講義4 「児童虐待・児童福祉法の改正で地方自治体がやるべきことは？」

成松 英範氏 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課長

【内容】

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待内容・相談経路については、平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7倍である。心理的虐待の割合が最も多く55.3%、次いで身体的虐待の割合は25.2%である。相談経路は、警察50%、近隣知人13%、家族7%、学校等7%からの通告が多くなっている。

児童虐待による死亡事例は、心中以外の虐待死は779人である。相談対応件数も年々増加傾向である。平成29年度は過去最多の133,778件であった。

課題は、児童虐待の発生予防・早期発見。児童虐待発生時の迅速・的確な対応。非虐待児童への自立支援が挙げられる。

主な対策の取り組みとして、DV対策との連携強化規定の創設、子育て世代包括支援センターの全国展開、乳幼児健診未受検者、未就園等の緊急把握の実施、相談窓口等の周知・啓発、児童相談所の体制強化等、市町村における相談体制の強化、家庭への復帰支援、家庭養育の推進、自立支援を進めている。

2019年度予算の児童虐待防止対策の強化では、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合プラン」等に基づき、児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化等を図るとなっているが、これで、防止できるかは、今の社会状況では不安に感じる。

【今後の活用について】

本市においては、地域における児童虐待防止機能を高めたり、本市要保護児童対策地域連携会議において、関係機関が適切に連携し、家庭への適切かつ迅速な対応を行うための参考資料として、この度、再度「尾張旭市児童虐待対応マニュアル」を改訂した。関係機関に本マニュアルを広くご活用し、より一層の連携と協力のもと、一人一人の子どもたちが未来に希望を持ち、健やかに成長できる地域社会を目指している。マニュアルがあることで強化を図れることと思うが、実際にどう生かされるかが課題である。今後も相談体制の強化と迅速な対応が必要であり、決して悲惨な児童虐待を生まないよう、担当課へ働きかけていく。

講義5 「認知症対策・その最新情報」

岡野 智晃氏 厚生労働省老健局 総務課 認知症施策推進室長

【内容】

1 高齢化、認知症を巡る最近の状況について

75歳以上の高齢者数の急速な増加である。今後、日本の総人口が減少に転じていく中、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。

介護保険創設時から現在までの対象者・利用者の増加では、介護保険制度は、制度創設以来18年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加する中で、サービス利用者数は約3.2倍に増加。高齢者の介護になくてはならないものとして定着・発展している。

認知症高齢者の将来の推計は、65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者が増加していくと推計されている。

2 認知症施策の推進について

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）は、基本的な考え方は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことである。

新オレンジプランにおける事業の拡大では、認知症サポーター養成、認知症サポート医養成研修、認知症初期集中支援チーム設置市町村、認知症カフェ等の設置市町村の事業の拡大を進めている。

また、関係閣僚会議等では、認知症施策の推進体制の構築をするために、令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議で決定された、認知症施策推進大綱がある。基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪としての施策の推進をすることとなる。具体的な柱として、①普及啓発・本人発信支援②予防③医療・ケア・介護サービス・介護者の支援④認知症バリアフリー推進・若年性認知症の支援・社会参加支援⑤研究開発・産業促進・国際展開とある。これは、認知症の人や家族の視点を重視した5つの柱である。

認知症施策推進大綱における目標であるが、認知症バイオマーカーの開発・確立（POU取得3件以上）、認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立、日本初の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始、薬剤治験に即刻対応できるコホートの構築が目標とされている。目標値は高く掲げられているが、認知症対策としての必要性を強く感じさせられた内容であった。

【今後の活用について】

認知症施策の総合的推進で、認知症施策推進大綱を中心に今後の認知症対策の推進が感じられ、本市においてもこの大綱に基づきしっかりと施策を進めてもらいたいと考える。

本市における認知症の方の現状は、要介護認定者のうち、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方は、2,015人で、65歳以上の人口の9.4%となっている。

課題は、本市の65歳以上の高齢者のうち、75歳以上の後期高齢者的人口が、前期高齢者の人口を今年度初めて上回り、軽度認知障がいチェックテスト「あたまの元気まる」を受けた方のうち、「軽度認知障がいの疑いあり」となった方の8割以上が75歳以上のデータがあることから、本市においても認知症高齢者が増加していくと考えられる。市としても、高齢期以前の世代からの認知症予防の推進と、認知症の疑いがある人の早期発見と早期対応、段階に応じた適切な支援体制の構築が必要と考える。これからも担当課を通じ直近の認知症施策の状況を聞くこと、議会の一般質問でも積極的に取り上げ、認知症の方が住み慣れたまちで、安心して暮らせるようサポートしていきたい。

領 収 書

No. 600360-688-02-1

2019年09月10日

カタヅチ 外ミ 様

株式会社ジェイアール東海ツアーズ
旅の通販センター

TEL 03-6860-0588

発行者

下記の金額正に領収いたしました。

領収金額

¥ 19,000 X

但し、8/7~8/8旅行代金

印紙税申告納付につき京橋税務署承認済

ご入金内訳

現金等	19,000
-----	--------

<ご注意>

- ・発行者印の無いもの及び金額を訂正したものは無効です。

領収書等貼付用紙

領収証

片渕 卓三 様

¥ 27,000円

但

第19回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー参加費として

2019年 8月 7日

上記正に領収いたしました

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3 見谷ビル3F

地方から考える「社会保障フォーラム」事務局

金額 27,000 円

日付 令和元年 8月 7日

《注意事項》

- ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするため日付順とし、重ならないよう貼付してください。
- ②両面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりづけしてください。
- ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日 010725	取扱店番 0796234	お取引内容 お振り込み
受付通番 0269	銀行番号 支店番号	口座番号
お取引金額 ¥27,000*		
お取扱い できない場合	残高	
04.48	取扱店番 216*	おつり ¥2,784*
お振込先 ・お受取人 ご依頼人	三菱UFJ銀行 神保町支店 普通 0506395 シヤカイホショウフォーラム サトウ サトコ様 カタフチ タクミ様 0561511950	

政務活動費実績報告書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No. 2

項目	研究研修費 調査旅費 (該当する項目を○で囲む)		
期間	令和元年8月9日		
研究研修名 場所等	「指定管理者制度」研究会 図書館流通センター関西支社(吹田市広芝18-24)		
参加者	1人 (氏名等) 片渕 卓三		
研究研修・調査の項目			
○ 協定の考え方と災害時対応問題 講師:宮脇 淳(北海道大学 大学院法学研究科 公共政策大学院 教授) _____ _____ _____ _____ _____ _____			
摘要			
経 費 内 訳	会場使用料	金額 円	
	講師料	円	
	交通費(公共交通機関)	600 円	名鉄尾張旭駅～大曾根駅(300×2=600円)
	交通費(公共交通機関)	14,160 円	JR大曾根～新大阪(7,080×2=14,160円)
	交通費(公共交通機関)	360 円	地下鉄新大阪～江坂(180円×2=360円)
	宿泊費		
	会費(出席者負担金)	5,000 円	会費一人5,000円
計	20,120 円		

《内容及び今後の活用計画は裏面記載》



第4号様式(その1)

【協定の考え方と災害時対応問題】

講師 宮脇 淳（北海道大学法学研究科・公共政策大学院 教授）

（内容）

○ 指定管理者制度は、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年に導入された。近年では導入施設は約7万7千、うち約38%を民間企業等が担うに至っている。中には、年間数億円の新たな歳入を生む成功事例等も見られるが、協定内容の曖昧性・過不足・違法性等、債務負担行為の未設定、民間事業者のインセンティブ、自治体のノウハウ蓄積、官民連携のガバナンスなど多くの課題も浮上している。まず指定管理者制度の根幹に位置する「協定」の考え方について、協定の法的性格をいかに解するかによって指定管理者の役割と責任、リスクは大きく異なったものとなる。その上で、自然災害が相次ぎ、公の施設の防災や災害時の役割等が求められる中で、尾張旭市と指定管理者とのリスク分担のあり方等について考える勉強会の内容であった。

○ 詳細の内容については、以下である。

1 災害時対応問題とリスク分担について

○ 自治体と指定管理者とのリスク分担、いわゆる官民とのリスク分担を、今後どう考えていくかが課題である。

○ ①災害時の対応で指定管理業務の対象範囲についてでは、指定管理者が管理するのは「公の施設」であり、施設の種類に関係なく公の施設自体が担う管理、運営機能のほか災害時における指定管理者が担う役割について、協定による慎重な設定が必要である。

○ ②指定管理者制度の課題として防災から見て、災害に備える備蓄等の義務設定、防災対応費用を含めた指定管理料の設定と仕様書の形成が必要である。また、警報発令時等の対処として、明確にする必要性がある。自然災害自体は不可抗力であるが、自然災害発生時前と後はすべて不可抗力とは言えないので、基準を明確にし、協議する必要性がある。また、災害発生時の救援・救助・復旧・復興については、この時間軸の区切りをどうつけるのか協定にはない。指定管理者の全面業務停止の協定もない。リスク分担表については自治体と指定管理者との災害時のリスク分担表はあるが、詳細に明確にはなっていないことが理解することができた。

（今後の活用計画）

○ 自治体と指定管理者との災害発生時のリスク分担について、多くのことを学ぶことができ、課題を見出すことができた。日本は毎年のように自然災害が起こり、全国で多大な被害を被っている。尾張旭市においても、これから大規模災害が起こるかもしれない。市内に多くの公共施設があり、指定管理者が運営している施設にリスク分担表の詳細な策定が必要である。その内容は、①出来事の明確②原因の明確化③対処事項の明確化④分担の明確が必要であり、リスクが明確でないと民間企業は本来的には行動ができないと感じた。尾張旭市についても考えるべきことは、再度、リスク分担自体の協議を開始し、協議事項の意義も含めた議論をすることを、担当課へ伝え、指定管理者へのいざという時の安心度を高めてもらいたい。

尾張旭市議会 会派「公明党尾張旭市議団」政務活動行程表
議員：片渕 卓三

8月9日（金）

※公共交通機関使用

(往路)	交通手段	時間	(復路)	交通手段	時間
尾張旭駅発	名鉄瀬戸線 (栄町行) ④番線⇒②番線	9:23	図書館流通センター発 (会場)		16:15
大曽根駅着	乗換：8分	9:36	江坂駅発	徒歩（5分）	16:35
大曽根駅発	J R 中央線 名古屋行 ②番線⇒⑪番線	9:44	御堂筋線 なかもず行 ①番線⇒①番線		
名古屋駅着	乗換：8分	9:57	新大阪駅着	16:40	
名古屋駅発	J R のぞみ307号 新大阪行 ⑯番線⇒㉗番線	10:05	新大阪駅発	16:53	
新大阪駅着	乗換：10分	10:56	J R のぞみ244号 東京行 ㉙番線⇒㉚番線		
新大阪駅発	御堂筋線 千里中央行	11:06	名古屋駅着	17:42	
江坂駅着	※江坂駅周辺昼食50分 徒歩5分	11:10	名古屋駅発	17:52	
図書館流通センター着	(研修) 13:00～16:00	12:05	J R 中央線 多治見行 ㉘番線⇒㉑番線		
			大曽根駅着	18:05	
			大曽根駅発	18:16	
			名鉄瀬戸線 (尾張旭行) ①番線⇒①番線		
			尾張旭駅着	18:31	

(研修会場) 図書館流通センター関西支社 (大阪府吹田市広芝町18-24)

(交通費) 往路：尾張旭～大曽根（300円）、大曽根～新大阪（7,080円）※指定席込
新大阪～江坂（180円）

(交通費) 往路：江坂～新大阪（180円）、新大阪～大曽根（7,080円）※指定席込
大曽根～尾張旭（300円）

領収書等貼付用紙

No.1908-210

領 収 書

公明党 尾張旭市議団
片渕 卓三 様

金 5,000 円 (消費税込み)

但し、研究会参加費として
(指定管理者制度研究会 大阪・第2回:協定の考え方と災害時対応問題
令和元年8月9日開催)

令和元年8月9日

株式会社図書館総合研究所
東京都文京区本郷三丁目1番1号
代表取締役社長 左藤 達生

金額 5,000 円

日付 令和元年 8 月 9 日

《注意事項》

- ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするため日付順とし、重ならないよう貼付してください。
- ②両面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりづけしてください。
- ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。

第4号様式（その1）

政務活動費実績報告書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No.

3

項目	研究研修費・調査旅費 (該当する項目を○で囲む)
期間	令和元年10月3日から10月4日まで
研究研修名	10月3日(木)神奈川県鎌倉市:鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例について
場所等	10月4日(金)神奈川県座間市:①立野台コミュニティセンターについて ②断らない相談について
参加者	3人 (氏名等) 芦原美佳子、丸山幸子、片渕卓三

研究研修・調査の項目

- 1 神奈川県鎌倉市:鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例について
 2 神奈川県座間市:①立野台コミュニティセンターについて
 ②断らない相談について

適用	金額	備考
会場使用料	円	
講師料	円	
交通費(公共交通機関)	71,820円	別紙参照
交通費(タクシー)	円	
交通費(レンタカー等)	円	
道路通行料等	円	
宿泊費	24,900円	3人×8,300円=24,900円(ホテルルートイン海老名駅前)
会費(出席者負担金)	円	
	円	
	96,720円	

《内容及び今後の活用計画は裏面記載》



第4号様式（その1）

【10月3日・4日鎌倉市、座間市行政調査報告書】

公明党尾張旭市議団

1日目（鎌倉市）「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例」について

説明者：久坂 くにえ議長、納所 輝次議員

【内容】

市議会代表の久坂議長と納所議員2名による「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例」についての説明があった。

久坂議長より、この条例策定に至る過程の中で、議員提案として議員自ら汗をかき、調査研究する重要性を感じる内容であった。

1. 政策条例の制定過程について

まず、平成22年、市議会議員4人による勉強会で、関東学院大学法学部 牧瀬稔教授と勉強会を行い、その後、議会全体へ呼びかけ、鎌倉市議会「政策法務研究会」を発足する。議会事務局職員がオブザーバーとして参加。こういった「政策法務研究会」を立ち上げるにあたり、市議会として有識者の必要性を感じる話があった。理由として、鎌倉市の政治課題が多かったためである。

「政策法務研究会」の研究テーマとして抽出されたのは、「観光」・「子どもの権利」・「商店街振興」・「自転車の安全利用」があり、平成23年「自転車の安全利用」研究テーマとして決定をした。決定理由は、行政として放置自転車対策以外に行政計画がないためであった。

その後、「自転車チーム」と「条例チーム」による調査活動が始まる。自転車チームからの報告では、①自転車と歩行者の事故→自転車側に損害賠償責任②高齢者の自転車利用（当時の鎌倉市の高齢化率27%）→ルールが守られないことから周知する必要がある③道幅の狭い道路→自転車通行レーンの確保が困難（切実な問題）④自転車点検整備体制の課題→市内に9店舗のみしかない（少ない）と報告があった。

平成23年5月、策定スケジュールの確認を行う。スケジュールとして、先進事例の視察・研究、条例案の作成、パブリックコメントの実施、平成24年2月定例会に提案することとなる。先進事例の視察・研究として行ったことは、神奈川県警・交通部との懇談。先進視察として、さいたま市議会民主党。関係機関との聞き取り調査では、鎌倉警察署・大船警察署へ出向き、自転車事故の実態と走行状況、走行環境の調査。鎌倉市の安全啓発の取組の調査。鎌倉市教育委員会での小学校での自転車安全教室等に聞き取りを行う。

条例チームの活動は、条例の骨子案の作成を行い、条例名を「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例」に決定し、条例条文の策定作業を始める。とくに、条例条文の策定では、元衆議院法制局参事 吉田利宏氏の助言と行政側の法制担当のアドバイスを受ける。ここでは、議会側の「法制担当」の必要性を強く感じた。また、基本的な表現に苦労したことの説明があった。パブリックコメントでは4件のコメントあり、指摘事項として、条文に自転車利用者等の責務は道路交通法との重複に当たると指摘を受け、条文の修正作業をし、素案完成後、議会への中間報告を行う。条例素案11条を完

成後、各派代表者会議への報告と平成23年12月定例会、建設常任委員会での中間報告を行い、自転車安全利用5則をもとに条文化とする。平成24年2月定例会に提案し全会一致で可決、成立する。議員提案による政策条例の成立となる。平成24年3月22日公布となる。

条例制定後の取組では、第9条（計画の策定）に市長は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。条文によって、平成24年4月「鎌倉市自転車安全総合推進計画」を策定し、自転車の通行空間の整備の課題、交通安全教育の充実、交通ルール・マナーの周知徹底、自転車損害賠償保険への加入促進、自転車に関する統計データの収集などの取組を進めることとなる。

【今後の活用について】

尾張旭市内でも自転車事故等があることから、この条例の必要性は感じる勉強会であった。

○ とくに、鎌倉市議会は「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例」を策定する前提で、「政策法務研究会」を立ち上げ、有識者を交えての取組は、すごいと感じた。この条例は議員提案として鎌倉市議会が先陣を切っての策定されたものである。

尾張旭市議会としても、議員同士の議論を深めていくには、仮称「政策法務研究会」なるものは必要と感じ、今後タイミングを計りながら提案をしていきたいと考える。

平成31年4月、神奈川県が「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定され、鎌倉市議会として、条例廃止論も浮上したが、結果、「政策法務研究会」を再度発足し、改正に向けての議論を進めていく話があったが、議会として丁寧な議論を尽くすことが大事であると感じた。

今後の検討課題としていきたい。

2日目（座間市①）「座間市立野台コミュニティセンター視察」について

説明者：施設長 野村 光和様

【内容】

野村施設長から、平成30年度に初めて施設利用者が年間50万人突破された元気溢れる話があり、長の一念の力が大きいと感じた。

この施設は、指定管理者制度を導入しているが、しっかりと目標を管理し運営を進めていた。

とくに、野村施設長の信条たる話がすごかった。明るく！楽しく！元気よく！子どもは地域の宝である。子どもが悪いことをすれば怒り、良いことをすれば褒める。子どもは地域で育てる。信条を持っての活動は議会人にとっても改めて考える機会を与えてくれた。

○ **【今後の活用について】**

尾張旭市で古い施設が多いが、施設にいる方のやる気、真剣さで地域に応える施設として認められることを感じた。地域に喜ばれる施設を目指していくよう、行政担当者へ伝えていきたい。

2日目（座間市②）「断らない相談支援」がつくる連携のかたちについて

説明者：福祉部生活援護課 課長 林 星一様

【内容】

林課長は、生活保護のケースワーカーを9年間関わっているからこそ、「断らない相談支援」事業が進められてきたことを強く感じた。

林課長からは、どんな相談も「断らない」でまずは受け止める。「断れない相談」事業は、市民と向き合う姿勢が問われる事業と受け止めている。個別の相談支援を通じて、府内・地域・社会資源がつながり、相談が増えることによって、さまざまな支援の必要性が見えてくる。「個の支援を通じた連携体制・地域づくり」ができるようになってきた。

新しくできた生活困窮者自立支援法は、「生活困窮の恐れのある人」も対象となり、支援対象を厳密に言及していない。実践現場の裁量に任されることによって、制度の狭間に応しているところが大きな特徴であり、制度ありきの支援ではなく、相談者の話しを聞いて、支援を必要としている人の困難さを、どう支援していくのかを決定するものである。生活困窮者自立支援制度に期待されることは、「断らない相談支援」であり、制度だけで対処できないので、「個の支援を通じた連携体制・地域づくり」が大事であることの説明があった。座間市の連携通知の活用方法では、①連携通知に関する所属の長（課長等）を集め、制度説明会を実施し、生活困窮者自立支援制度の施行と連携通知の概要について説明を行う。早い日の相談につなげるために、連携内容については所属毎に異なるための個別に係レベルで説明・調整する旨を了解求めた。②市民との接点が生じる職員（非常勤も多い）の理解が重要。そうすることによって、③相手先部署の困りごとの文脈で話を聞き、具体的連携につなげる。④つながった1件を大事にする。それは、部署間で困り感を共有し、相談者とともに伴走する経験からこの事業への共感が生まれる。⑤「府舎連携」まずは「はじめの1人」から「はじめの1人」がリピーターになること。この5点は大事と感じる。

「断らない相談支援」の日々の悩みは、行政・制度だけでは対応できること法律の狭間にあるひきこもりや就労、そして居住に関する事、一時的な食糧支援等がある。では、座間市としてどう対応したかは、地域とのさまざまな取組との連携を試みた。ダメもとで、地域へ「力を貸してください！」この支援を通じて地域関係者と知り合いつなげていく。

「断らない相談支援」の実施状況では、座間市の「生活保護率」は、平成31年4月現在17.62%であり、県内の一般市では最も高く、単身高齢者世帯が急激増加している。相談支援状況は平成30年度は新規相談受付件数は、437件、月平均28.1件（人口10万人当たり）、全国平均は14.9件（人口10万に当たり）であり全国平均でも高い件数である。

相談内容は、「経済的困窮」が最も多く、次に「家計管理の課題」「多重・過重債務」「病気」の順である。相談者一人あたりの課題は平均4.3個と、複合的に課題を抱えているケースがある。相談者に対しては、どんな相談内容でも断らず、解決策

を探すが、支援策が見つからないものもあった。

座間市としてすごい取組は、多様な主体の参画による地域と行政が一体となった「チーム座間」である。これは、市長が行政と地域といっしょにやっていくことである。多くの地域の支援ができる会（支援調整会議）毎月1回、支援体制の検討・情報交換等を実施することとなる。その結果を踏まえ、任意事業であるが、①子ども学習・生活支援事業、「居場所」「学習支援の場」づくり、②家計改善支援事業、③就労準備支援事業を展開する。

ここで、連携についての取組は多くある。例えば、フードバンク・居住支援協議会の取組との連携、居住支援については、不動産関係者のネットワークと地域の福祉関係者をつなげ地域の課題の共有を図る取組。地域福祉推進フォーラムの開催では、生活困窮・貧困の問題を「属性を問わない地域課題」としてとらえる。フードドライブ（庁舎連携+市民協働の取組）福祉長寿課・資源対策課・生活援護課といった3課が連携しての実施。実施は福祉まつり、市民ふるさとまつり等で実施する。セミナーの開催（行政+生協/NPO+社福法人公益活動）はひきこもり、長期離職などにより、「働きたいけど働けずにいる人」向けのセミナーを企画開催する。

令和元年度の取組では、居住支援推進事業・生活困窮者自立支援制度助言弁護士・支援会議の設置を行っている。

最後に、林課長からは、「自立」を「支援」するだけでは「孤立」は解消しない。「支援」だけでなく「応援」が必要と力強いことばがあった。

【今後の活用について】

本市においても「役所は敷居が高い」と感じている市民が多いと感じられる。議員にも市民相談として家庭困窮の相談、仕事の相談、病気や介護、居住についての相談も多い。直接、行政に相談に訪れられる体制づくりが急務とされる。今回の「断らず相談支援」は本市にも相談体制を強化するために必要とされる施策と考える。議会質問として担当課へ働きかけていきたい。

課題は何かと考えるには、座間市役所林課長が長年培った経験と考えや地域とのネットワークを行える行政マンが必要であると感じた。とくに、尾張旭市での市民の相談体制強化は考えていると思うが、市民に生活にとって必要不可欠な部署と人材はよく考えて、育成と専属職員の必要性も感じ、担当課へ伝えていきたい。

令和元年10月3日（木）～4日（金）

公共交通機関内訳表

日程	交通機関	内訳明細	金額
10/3（木）	名鉄瀬戸線	尾張旭駅⇒大曾根駅 300円×3人	¥900
	JR+新幹線	大曾根駅⇒鎌倉駅 11,630円×3人	¥34,890
	JR	鎌倉駅⇒海老名駅 590円×3人	¥1,770
	JR	海老名駅⇒座間駅 160円×3人	¥480
10/4（金）	JR	座間駅⇒新横浜駅 190円×3人	¥570
	JR+新幹線	新横浜駅⇒大曾根駅 10,770円×3人	¥32,310
	名鉄瀬戸線	大曾根駅⇒尾張旭駅 300円×3人	¥900
		合計	¥71,820

会派「フロンティア旭・公明党尾張旭市議団」政務活動行程表

■ 10月3日（木）神奈川県鎌倉市

時間		移動手段	金額	所要時間	備考
6:50	発	尾張旭駅			尾張旭～大曾根
		名鉄瀬戸線 ↓ (栄町行)	300円		
7:05	着			移動 0:15	
7:15	発	大曾根駅		乗換 0:10	大曾根～鎌倉
		J R 中央本線 ↓ (名古屋行)			
7:29	着			移動 0:14	
7:39	発	名古屋駅	乗車券	乗換 0:10	(実績) 乗車券・ 特急券 11,630円
		J R 新幹線のぞみ294号 ↓ (東京行)	6,930円		
9:13	着		特急券・指定席	移動 1:34	
9:21	発	品川駅	4,920円	乗換 0:08	
		J R 横須賀線 ↓ (久里浜行)			
10:08	着			移動 0:47	
10:08	発	鎌倉駅		乗換 0:00	
		徒歩（5分）			
10:13	着	鎌倉市役所			
10:30	開始	行政調査	10:30～12:00	滞在 1:30	
12:00	終了				
12:30	発	鎌倉市役所	序舎見学		
		徒歩（5分）			
12:35	着				
13:46	発	鎌倉駅	昼食（駅前）	昼食 1:11	鎌倉～海老名
		J R 横須賀線 ↓ (成田空港行)	590円		
13:54	着			移動 0:08	
14:00	発	大船駅		乗換 0:06	
		J R 東海道本線 ↓ (小田原行)			
14:11	着			移動 0:11	
14:18	発	茅ヶ崎駅		乗換 0:07	
		J R 相模線 ↓ (橋本行)			
14:46	着			移動 0:28	
14:46	発	海老名駅（相模線）		乗換 0:00	
		徒歩（1分）			
14:47	着	ルートイン海老名駅前	（宿泊先）	移動 0:01	実績
		運賃計①	12,740円		12,520円

宿泊先 ホテルルートイン海老名駅前（神奈川県海老名市扇町14-5 050-5847-7550）

会派名	費用総額（交通費①+②）			
フロンティア旭	議員(1名)	24,360円	×3名=	73,080円
公明党尾張旭市議団	議員(1名)	24,360円	×3名=	73,080円
※ 公明党尾張旭市議団	実績	23,940円	×3名=	71,820円

■ 10月4日（金）神奈川県座間市

時間			移動手段	金額	所要時間	備考
8:30	発	宿泊地	徒歩（1分）			
		↓				
8:31	着		小田急線		移動 0:01	
8:47	発	海老名駅（小田急線）			乗換 0:16	海老名～座間
		↓	(新宿行)	160円		
8:50	着		送迎（約25分）		移動 0:03	
8:55	発	座間駅			乗換 0:05	
		↓				
9:20	着	立野台コミュニティセンター	行政調査		移動 0:25	
9:30	開始			9:30～11:00	滞在 1:30	
11:00	終了					
11:05	発	立野台コミュニティセンター	送迎（約25分）			
		↓				
11:30	着		昼食（駅前）		移動 0:25	
12:25	発	座間駅			昼食 0:55	
		↓	送迎（約25分）			
					移動 0:25	
12:50	着	座間市役所	行政調査			
13:00	開始			13:00～14:30		
14:30	終了					
14:40	発	座間市役所	送迎（約25分）			
		↓				
15:05	着		小田急線		移動 0:25	
15:18	発	座間駅		190円	乗換 0:13	座間～大曾根
		↓	(新宿行)			
15:29	着				移動 0:11	
15:41	発	町田駅	JR横浜線		乗換 0:12	
		↓				
16:02	着		(桜木町行)		移動 0:21	
16:09	発	新横浜駅		乗車券	乗換 0:07	(実績) 乗車券・ 特急券 10,770円
		↓	JR新幹線のぞみ117号	6,050円		
17:31	着			(広島行)	移動 1:22	
17:42	発	名古屋駅	JR中央本線	4,920円	乗換 0:11	
		↓				
17:54	着		(高藏寺行)		移動 0:12	
18:08	発	大曾根駅			乗換 0:14	大曾根～尾張旭
		↓	名鉄瀬戸線			
18:26	着	尾張旭駅		300円	移動 0:18	実績
			（尾張瀬戸行）			
			運賃計②	11,620円		11,420円

領収書等貼付用紙

領 収 書

No. 000076404 HOST
[チェックイン]

19/10/03 16:20

部屋No. 1102

ご利用日 2019/10/03

公明党尾張旭市議団

様

ご請求額 24,900円

上記金額を領収致しました

ホテルルートイン海老名駅前

神奈川県海老名市扇町14-6

TEL 050-6847-7550

FAX 046-292-7401

印紙税申告納
付につき品川
税務署承認済

ルートインジャパン株式会社
作成地: 東京都品川区大井1-35-3

◆ ご利用部屋明細 ◆

ご請求額 24,900円

室料
(内消費税 24,900円
2,262円)

ご入金額 24,900円(現金)

金額 24,900 円

日付 13和元年10月3日

《注意事項》

- ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするために日付順とし、重ならないよう貼付してください。
- ②両面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりつけしてください。
- ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。

政務活動費実績報告書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No. 4

項目	研究研修費・調査旅費 (該当する項目を○で囲む)
期間	令和元年10月25日
研究研修名	公共施設更新問題への対応はどこまで進んだか
場所等	図書館流通センター関西支社(大阪府吹田市広芝町18-24)
参加者	1人 (氏名等) 片渕 卓三

研究研修・調査の項目

○ 公共施設の更新問題が社会的に注目され、公共施設等総合管理計画の策定を経て実戦段階に入っている。財政破綻、事故等への「時限爆弾」を止める実効性ある公共施設マネジメントを考える。

摘要	金額	備考
会場使用料	円	○ 経費内訳
交通費(公共交通機関)	14,980 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
会費(出席者負担金)	5,000 円	
	円	
計	19,980 円	

《内容及び今後の活用計画は裏面記載》



第4号様式(その1)

「公共施設更新問題への対応はどこまで進んだか」

講師：南 学 東洋大学 客員教授

【内容】

公共施設の老朽化・更新問題が社会的に注目されて、しばしの時間が流れた。この間、公共施設等総合管理計画策定、そして個別施設計画の検討から、更新・縮減・再配置等の実践段階へとフェーズは進みつつある。中には、複合化や目的外使用、PPPや民間投資等による成功例も散見されるが、他方、職員研修による体力づくりの重要性や再配置の難しさなど、課題も明らかになりつつあることがこの研修会での重要ポイントであった。

最初に南先生からは、各市町「公共施設等総合管理計画」は策定したが、どこも効果は生まれていない話があり、自分なりは尾張旭市ではどう計画を進めていくのか不安を感じた講義内容であった。

C ● 「面積縮減」は実現が難しい話があった。それは、①機能（利用実態）ではなく、物理的縮小を考えてしまった。②施設と設備のライフサイクルコストを把握できていない。

安全管理と財源確保が主課題の話しでは、①安全管理は「包括委託」で改善の第一歩②しかしながら、施設・設備を更新する財源がない。③インフラは、一部に「利用休止」も検討すべき話があった。

●公共施設更新での大きな問題は、資金調達が最大の課題であることを学ぶことができた。自治体の財源は、①税金（固定資産税、住民税など）安定財源だが、人口減少、少子高齢化による負担増を招く。②補助金、交付金は、用途に制限があり、変化する可能性がある。③地方債については、総務省の示すメニューに沿って、事前協議、施設転用には制限がある。全て、国民、住民の税金（過去、現在、将来）が財源であることを知ることができた。

●それではどうすればいいのか、民間の力を借りるしかない。これから民間の力を借りて複合施設を作ることが大事である話があった。その意図から、公共施設の複合化、多機能化の必要性についての重要課題を知る。①ほとんどの施設の稼働率は非常に低い。低い内容については延べ人数での報告がすべてであり、これからは実利用○人数が大事。②公共施設といつても、利用者は特定されている。③学校、庁舎でも夜間、休日、長期休暇の活用は可能である。ただし、発想の転換には、データとコスト提示が必要である。

●公共施設の役割（機能）を再検討するについては、基幹専用施設（行政事務、教育、福祉、インフラ）をコンパクト化と一部転用が必要。交流汎用施設（図書館、公民館、文化・スポーツ）は複合化と多機能化が必要。特に、庁舎・学校施設には発想の転換の必要性の話しへでは心を動かされた。学校施設の稼働時間では少なく、屋外プールは3週間程度しか使われていないのが実態であることを知る。

●公共施設の市民利用頻度で、公立図書館の利用者は地域住民の1割程度のすぎない（約9割が経費を負担）名古屋市の調査でも、月に1、2回以上利用が、13.4%であり、あとはほとんど利用しないことが分かった。今後、当市へも本格的に調査すべきことであることを実感する。

●これから課題として、体育館、公民館、プールは必要か？①体育館は実は身近なスポーツに使いにくい体育館であり、大型体育館はイベント開催が主である。人気は、ヨガ、社交ダンス、フラダンス、卓球である。当市の総合体育館はこれには当てはまらないと思うが。公民館の多目的室は、スポーツが利用の主である話があつたが、これも調査する必要があると考える。プールについては、相次ぐ「学校・市民プール」の見直しは大き

な課題の一つと考える。当市、市議会一般質問でも取り上げられているので、再度、担当部署へ伝えていきたい。

●上記の施設課題対策として、学校を最大限に活用する話があった。①愛知県半田市で、中学校敷地内に市民体育館を設置。これは視察する必要性を感じた。②イギリスでは、PFIによる学校施設を地域に開放している。③屋外プール設置を否定する動きが大きくなっている。④学校内で、教員室とクラスルーム以外は、地域開放できる。⑤民間による管理で、校長・教員は教育に専念できる。⑥地域開放による「収益」は教育に還元できると考えるが、セキュリティの事を考慮し、授業時間内と放課後と分ける必要がある。⑦体育館の天井はどこも高く天井を低くし、空調を考えることも必要。学校体育館は避難所機能を充実すれば、地域スポーツクラブの拠点になり得る話がありました。この内容については、即実行できる話もあり、行政との議論をしたうえで検討すべき課題と考える。興味深々の話しでした。

●飲食などの規制緩和で魅力ある施設にすることができる話があつたが、それ以上に変えるべき課題事を知りえる話が合つた。①「桁違い」の集客機能の第一歩は、飲食の自由化が必要。②欠けていた「快適な滞在空間の演出」を重視する。③子育て支援、中高生の学習スペースの確保が必要。④保健センターのスペースを再検討する必要がある。保健センターについては、全国的に年間1ヶ月しか利用されていない施設であり、これから考える課題の一つと捉える。⑤市庁舎のカウンターをなくせば、1Fは開放できる。市庁舎のカウンターを無くせば、市役所1階の有効活用もあり得る話が合つた。これは市役所を有効活用するために必要と感じたが実現はどうか、また、こういった話があった。参考事例として、神奈川県大和市文化創造拠点シリウスや東京都武蔵野市のひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスの成功例の話をあり、視察する必要を感じた。

●最後になるが、時代の変化に対応するリース方式の話しがあつた。これは愛知県高浜市で示されたメリットのリース方式であった。①10年、20年の変化を想定した事業構想と費用平準化。②終期設定の重要性（転用可能性を視野に）③投資に見合った成果（建設費・時間コストの節減）④事業担当者的人件費削減は数千万規模になる。⑤事業期間終了後に残る資産の活用も可能となる。このリース法は当市としても身近な高浜市が先行して進めた施策であり、調査研究は必要と強く感じた。

【今後の活用について】

当市について、平成29年3月に尾張旭市公共施設等総合管理計画を策定した。これは、総務省から全国の自治体に対し要請された計画の尾張旭市版であり、拙速性を感じるものと今回の勉強会で感じた。「総合管理計画」を策定したが、現状どう行政はお金のかかるこの事業を進めようとしているのか心配の一つである、ましてや議会への説明や市民への説明はしっかりとできるのか課題として残る講義を受けた。

当市の課題の一つとして、公共建築物の全体保有率は、人口一人当たりの延床面積換算で、近隣自治体や愛知県平均などと比較して決して多くはないが、集会施設に限って見ると、他自治体を多く上回っている。集会施設が多い要因は、単純に地域集会所の数が多いことであり、コミュニティ拠点施設や公民館、老人いこいの家などの多様な集会施設が数多くあることが影響している。これをこれからどう再編・統合していくか時間は待ったなしである。どう市民へ示し進めていくのか担当課へ聞いて行きたい。

今回の勉強会は行政と今後、議会質問のなかでしっかりと訴えるべき課題である。また、当市も、有識者を交えての勉強会を開催されていると思うが、その点も聞いていきたい。

尾張旭市議会 会派「公明党尾張旭市議団」政務活動行程表

議員：片渕 卓三

10月25日(金)

※公共交通機関使用

(往路)	交通手段	時間	(復路)	交通手段	時間
尾張旭駅発	名鉄瀬戸線 (栄町行) ④番線⇒②番線	9:23	図書館流通センター発 (会場)		16:15
大曽根駅着	乗換：8分	9:36	江坂駅発	徒歩（5分）	16:35
大曽根駅発	J R 中央本線 名古屋行き ②番線⇒⑪番線	9:44	新大阪駅着	御堂筋線 なかもず行き ①番線⇒①番線	16:40
名古屋駅着	乗換：8分	9:57	新大阪駅発	乗換：13分	16:53
名古屋駅発	J R のぞみ307号 新大阪行き ⑯番線⇒㉗番線	10:05		J R のぞみ244号 東京行き ㉔番線⇒㉕番線	
新大阪駅着	乗換：10分	10:56	名古屋駅着	乗換：10分	17:42
新大阪駅発	御堂筋線 千里中央行	11:06	名古屋駅発	J R 中央本線 ⑧番線⇒①番線	17:52
江坂駅着	※江坂駅周辺昼食50分 徒歩5分	11:10	大曽根駅着	乗換：11分	18:05
図書館流通センター着	(研修) 13:00～16:00	12:05	大曽根駅発	名鉄瀬戸線 (尾張旭行) ①番線⇒①番線	18:16
			尾張旭駅着		18:31

(研修会場) 図書館流通センター関西支社 (吹田市広芝町18-14)

(交通費) 往路：尾張旭～大曽根 (300円)、大曽根～新大阪 (7,010円) ※指定席込
新大阪～江坂 (180円)

(交通費) 往路：江坂～新大阪 (180円)、新大阪～大曽根 (7,010円) ※指定席込
大曽根～尾張旭 (300円)

領收書

公明党 尾張旭市議団 様

金 5,000円（消費税込み）

但し、セミナー参加費として
(公共施設更新問題への対応はどうまで進んだか～「时限爆弾」を止めるために、いま、なすべきこと
令和元年 10月 25日開催)

令和元年 10月 25日

株式会社  研究所
東京都文京区本郷三丁目 1番 1号

代表取締役社長 藤達生 